

旭川市・旭川市水道局・市立旭川病院

物品購入等競争入札参加資格更新の手引

(令和8・9・10年度分)

この手引は、令和5・6・7年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者が、令和8年度以降の登録(更新)を希望するための必要事項を記載していますので、必ずこの手引を確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

第1 申請の受付

1 申請の対象者

令和7年10月16日時点で、令和5・6・7年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に掲載されている者

※更新を希望しない場合、この手続(申請書の提出)は不要(電話等でその旨連絡してください。)

2 申請方法

郵送のみとします。

3 申請受付期間

令和7年11月4日(火)から令和7年12月12日(金)まで
業者番号ごとに受付期間を指定します。

指定した期間に申請が困難な場合は、指定以外の期間でも受付は可能(事前連絡不要)
業者番号は同封した更新申請書表面の右上に記載しています。

業者番号	受付期間	審査基準日	登録の有効期間
1～3000	令和7年11月4日 ～11月25日	令和8年1月1日	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日
3001～	令和7年11月26日 ～12月12日		

4 申請書提出(送付)先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
旭川市 総務部 契約課 物品担当

5 審査事項

提出書類の記入内容、登録に関する要件(必要書類の提出)等について審査を行い、認定又は不認定を決定します。

6 不備等があった場合

申請書類の審査の際に、不足書類や記載内容の不備があった場合は、市から確認の連絡をします。

7 申請結果の通知

令和8年1月31日までに申請結果を通知します。

8 問合せ先

旭川市 総務部 契約課 物品担当

電話：0166-25-5736（直通） F A X：0166-26-1323

第2 入札の資格要件

申請には、次の要件を全て満たすことが必要となります。

- 1 次の(1)～(3)のいずれにも該当しない者
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者）
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 次の(1)～(7)のいずれにも該当しないと認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、(1)から(7)のいずれかに該当する場合であっても、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者については、この限りではない。）
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前記(1)から(6)までの規定により競争入札に参加できないこととされて3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 第1の3の審査基準日を基準として、業務を営んでいる期間が2年を満たしている者。ただし、国が定める官公需適格組合の証明を受けた組合、又は承継申請により登録となった者は除く。
- 4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係事業者に該当しない者
- 5 市町村税（特別区にあっては都税）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅します。

- 1 「第2 入札の資格要件」に該当しないことが判明したとき。
- 2 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしていないことが判明したとき。
- 3 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき。

- 4 個人で登録している者が死亡した場合及び法人が解散等した場合において、市長がその事実を知った日から1月を経過しても入札参加資格の承継の申請の提出がないとき。

第4 提出書類

更新に当たり提出が必要な申請書等（同封の書類）のほか、履歴事項全部証明書や納税証明書などの添付書類も必要となりますので、「提出書類チェックリスト」及びこの手引で確認してください。

送付した書類に不足がある場合は、旭川市ホームページからダウンロードをお願いします。

なお、「物品購入等の競争入札参加資格申請書兼変更届（更新用）」（様式第21号）（以下「更新申請書」という。）が同封されていない場合は、個別に登録内容を印刷しますので、契約課まで御連絡ください。

【旭川市ホームページ】

ホーム>（右上の「MENU」をクリック）>事業者向け>入札・契約>入札制度・参加資格>登録・申請>令和8・9・10年度 物品購入等入札参加資格申請

1 提出必須書類

No 欄は提出書類チェックリストの項目番号（法人・個人別）

No.	提出書類名	説明及び記入上の主な注意事項
1	物品購入等の競争入札参加資格申請書兼変更届（更新用） 【様式第21号】	R7.10.9時点での代表者、受任者等各登録業者の主な登録内容を記載しています（営業種目はR7.10.16時点）。 申請書の代表者印は、法人の場合は法務局、個人の場合は市町村に登録している印鑑（以下「実印」という。）です。 「2 営業種目及び取扱品目」については、6ページ「第4 営業種目及び取扱品目」を参照してください。 申請書類に不備がある場合は、電話等で照会しますので、<u>更新申請書裏面に御担当者の所属・氏名・連絡先を必ず記入してください。</u> 更新申請書の「1 基本情報」のうち、<u>①本社・本店情報、②受任者（年間委任を受けた代理人（支店長等））情報の記載内容に変更がある場合は、変更があった項目の右側に変更後の内容を記入してください。</u> ただし、<u>提出日以降に変更予定の場合は、変更後の欄には記入せず、別途「物品購入等の競争入札参加資格者変更届」（様式第31号）を提出してください。</u> 使用印鑑に変更がある場合は、「有」に○を付けてください。
2	経営規模及び経営状況 法人【様式第22号】 個人【様式第22号の2】	○法人～最新の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）等に基づいた数値で記入。 ○個人事業主～直近の確定申告書等を基に記入。



3	使用印鑑届 【様式第4号】 ※4部提出	入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する本社代表者（又は受任代表者）の印鑑 原本4部（契約課、会計課、水道局、市立病院用）を提出 ○「申請者」（本社・本店）欄の印鑑 ～ 実印 ○「受任者」欄の印鑑 ～ 不要 ○「使用印鑑」欄の印鑑 ～ 役職印 社印、支店印、営業所印（いわゆる角印）のみ、又は法人の場合の個人印のみでの届出は不可。 受任者の役職印（支店長等印）がない場合は、支店印（又は営業所印）に加え、支店長等の個人印の併用で届出すること。 「使用印鑑」は、実印以外でも可。 《委任の範囲を一部のみとする場合》 受任者へ契約権限の一部のみを委任する場合は、「使用印鑑」欄に本社・受任者両方の印鑑が必要。 それぞれの印影の下に「本社」、「受任者」など分かるよう記入すること。
4	誓約書 【様式第9号】	本社の所在地、商号又は名称、代表者役職及び氏名を記入し、実印を押印すること（受任者は不可）。
5	資本関係・人的関係調書 【様式第10号】	本社の所在地、商号又は名称、代表者役職及び氏名で作成（受任者は不可）。押印不要。 個人事業主の場合は「2 資本関係に関する事項」の記入は不要。 「3 取締役の兼任の状況」は、代表者（個人事業主含む）及び取締役の他の法人役員への就任状況について記入すること。 社外取締役及び委員会設置会社の取締役は除く。
法6	商業（法人）登記事項証明書	【法人のみ】 法務局発行 ・履歴事項全部証明書 ・直近3か月以内（写し可） ・公益法人の場合は定款も提出
個6	身分証明書	【個人事業主のみ】 本籍地の市区町村発行 法律上の行為能力を有しているかどうか証明するもので、「成年被後見人の登記」や「破産宣告」の通知を受けていないことを証明する書類です。 直近3か月以内（写し可）
法7	財務諸表	【法人のみ】 ・貸借対照表及び損益計算書 ・直近1事業年度のものを提出すること。



法 8 個 7	納税証明書（地方税）	納税証明書（地方税） ・ 本社所在地の市町村（東京 23 区は都税事務所）発行 ・ 市町村税の未納（滞納）がない証明（東京 23 区は直近一事業年度に係る法人住民税と法人事業税等の納税証明） ・ 直近 3 か月以内のもの（写し可） ○本社所在地が旭川市の場合 ・ 旭川市が交付する法人又は個人の市税の滞納がないことを証明する納税証明書により提出すること。 ・ 納税証明書交付窓口：税制課諸税係（総合庁舎 3 階税 2 番窓口）、各支所又は東部まちづくりセンター ・ 持ち物：来庁者の本人確認書類、法人の代表者印、又は個人事業主の個人印（個人事業主が来庁する場合を除く） ・ 証明書請求日の直近 2 週間程度に納付した市税については、システム上納付確認ができないことがあるため、領収書や記帳済の通帳など、納付したことが確認できるものを持参すること。
法 9 個 8	納税証明書（国税）	・ 本社所在地の管轄税務署発行 ・ 消費税及び地方消費税の未納がない証明 法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2（いずれも「その 3」でも可） ・ 直近 3 か月以内のもの（写し可） ※課税・非課税を問わず発行されるので、必ず提出すること。 ※税務署窓口での請求のほか、パソコンから e-Tax を使って電子納税証明書を取得することも可。その場合は、取得した電子納税証明書（PDF）を印刷して提出すること。 ○電子納税証明書のリーフレット（国税庁HP） https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021010-049.pdf
法 10 個 9	印鑑証明書	○法人～法務局発行 ○個人事業主～市区町村発行
法 11 個 10	返信用封筒	・ 決定通知書を送付するための封筒 ・ 通知書送付先宛名を記入して切手（下記サイズ以下であれば 110 円）を貼付 ・ サイズは長 3（12cm×23.5cm）又はこれに近いもの

2 申請内容によって提出が必要な書類

No.	提出書類名	説明及び記入上の主な注意事項
法 12	年間委任状 【様式第 5 号】	【法人のみ】 受任者を置く場合、提出する書類 様式に記載している説明を確認して記入すること。 委任範囲について、「委任事項」の該当する箇所に○を付けること。 ○「委任者」（本社・本店）欄の印鑑 ～ 実印

法 13 個 11	準市内業者認定申請書 【様式第 3 号】	【法人のみ】 現在準市内認定業者（受任者を置かず、この申請で準市内となっている場合）には様式を同封しているので、<u>更新する場合は必ず申請すること。</u> ○添付資料 ～ 旭川市へ提出した「給与支払報告書（総括表）」の写し、若しくはこれに類する書類 現在同申請により「準市内」に登録されている場合も、更新時に再度申請が必要です。申請がない場合は、地域区分が「市外」となりますので注意してください。 新たに申請する場合は、旭川市ホームページから様式をダウンロードしてください（上記添付資料が必要）。 ○「申請者」（本社・本店）欄の印鑑 ～ 実印
法 14 個 11	旭川市又は国等との契約実績 【様式第 6 号】	【提出は任意】 契約実績は委託契約又は賃貸借契約のみが対象（物品の販売、不用物品の買受けは対象外）。 申請書提出時直近 3 年間分の実績を記入すること。 各実績の契約書写しは不要
法 15 個 12	印刷設備調書 【様式第 7 号】	営業種目「1820」「1830」「1840」に登録している場合、提出すること。
法 16	自家用電気工作物等 保安管理調書 【様式第 8 号】	取扱品目「3026」に登録している場合、提出すること。 7 ページの「第 4 営業種目及び取扱品目」1 (4)を参照
法 17 個 13	許可・免許・登録等を 証明するもの	営業種目又は取扱品目の登録要件として許可・免許・登録が求められている場合（営業種目分類表参照）、写し等を提出すること。
法 18 個 14	有資格者雇用を証明 するもの	営業種目又は取扱品目の登録要件として「雇用していること」となっている場合（営業種目分類表参照）、免許等の写しを提出すること。
法 19	組合員名簿	事業協同組合等（官公需適格組合を含む）の組合で申請する場合、提出すること（様式は任意）。
法 20 個 15	社会貢献推進企業の 登録申請書	社会貢献を推進しており認定を希望する場合に申請が可能。内容等詳細は要問合せ。

第 4 営業種目及び取扱品目

1 登録状況及び添付書類の提出について

更新申請書には、貴社が現在登録している営業種目番号及び取扱品目番号を記載しています。同封している「営業種目分類表」で内容を確認してください。また、分類表の右欄「営業種目（又は「取扱品目」）登録上の要件」に、登録に必要な提出書類が記載されている場合、過去に提出しているものから変更がなくても、改めて全ての書類を提出してください。

主な登録上の要件は次のとおりです（「営業種目分類表」を参照してください）。

- (1) 「有資格者を雇用していること」が要件になっている場合
雇用している有資格者の免許等の写しを提出すること。
- (2) 「事業所として許可、免許、登録等を有していること」が要件となっている場合
事業所の許可証、登録証等の写しを提出すること。
- (3) 取扱品目 3011、3012、3018 の要件
建築物清掃業登録、建築物空気環境測定業登録、建築物環境衛生総合管理業登録が必要ですが、市内又は近隣8町の営業店で登録されていることが条件となります。
- (4) 取扱品目 3026「自家用電気工作物等保安管理」の要件
登録要件として4項目あり、詳細は「営業種目分類表」欄外「注1」に記載していますので、確認願います（電気主任技術者については有資格者の免許等の写しを提出すること。）。
- (5) 取扱品目 3031、3032、3033 の要件
警備業法第6条で規定する標識が必要となりますが、本店が道外の場合は、さらに北海道公安委員会への営業所設置届出が必要となります。

2 営業種目・取扱品目の変更

令和8・9・10年度登録（R8.4～）から変更する場合はこの更新申請書の修正により変更が可能です。令和5・6・7年度登録（現時点）から変更する場合は、別途「営業種目等変更申請書」の提出が必要です（様式等は旭川市ホームページからダウンロードをお願いします）。なお、この場合は変更内容を令和8・9・10年度に引き継ぎますので、更新申請書の修正は不要です。

■ 記入方法

- (1) 営業種目・取扱品目を削除する場合
該当する番号に二重線を引く。

例)

3014

- (2) 取扱品目を追加する場合

ア 既に営業種目番号の記載がある場合は、その行の空欄に追加を希望する番号を記入する。

例)

営業種目番号	取扱品目番号				
3010	3012	3014	3011	3013	

左詰めで番号順に記入

イ 営業種目番号の記載がない場合は、空欄に新たな番号を記入し、取扱品目番号を記入する。

例)

営業種目番号	取扱品目番号				
3010	3012	3014	3011	3013	
3180	3181				

最初の空白行に、左詰めで番号順に記入

ウ 記入する空白行等が不足する場合は、削除した数字の上に新たな番号を記入する。

※営業種目は最大 10 種目までです。超える場合は、いずれかの営業種目を削除すること。

例)

営業種目番号	取扱品目番号				
3170 3010	3171 3012	3172 3014	3174	3175	3176
3180	3181				

第5 等級格付

認定となった場合、法人の場合は経営規模及び経営状況の内容により、契約の種類及び規模に対応する等級格付を決定します。清掃業務委託（3011、3018）の場合は、清掃業務用等級格付を決定します。等級格付は決定通知書に記載します。

なお、個人の等級格付は一律「C」となりますので御了承ください。

第6 地域区分

競争入札参加資格においては、本社又は受任者（支店等）の所在地により地域区分を設けています。地域区分は申請書類の内容により市において認定しており、基準については次のとおりです。

(1) 市内	本社所在地が旭川市内にある者
(2) 準市内	(1)に該当しない者で、 ①契約権限等を旭川市内にある支店等に委任している者 ②支店等の代表者に契約権限等を委任してはいないが、支店等が旭川市内に所在し、現に旭川市民を雇用しており、それを証明する書類を提出する者（注1）
(3) 近隣8町	(1)及び(2)に該当しない者で、近隣8町（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、又は美瑛町）に本社がある者
(4) 市外	(1)～(3)以外の者

注1 「(2) 準市内」の②を申請する場合は、「準市内業者認定申請書」（様式第3号）及び旭川市へ提出した「給与支払報告書（総括表）」の写し、若しくはこれに類する書類の提出が必要です。

※ 現在同申請により「準市内」に登録されている事業者には、準市内業者認定申請書を同封しています。準市内業者として更新する場合は、再度申請が必要です。

第7 その他

■ 1 ページ第1の3 登録の有効期間について

現在旭川市では、令和10年度の名簿登録から電子申請による共同審査への参加を検討しており、参加することとなった場合、登録の有効期間は令和10年3月31日までの2年間となります。

この場合、登録事業者に対して事前に周知を行い、令和9年度に更新の申請受付を行うこととなりますので御承知おきください。